



下水道使用料の改定と減免について

町議会令和4年9月定例会において、北栄町公共下水道条例の一部改正が可決され、令和5年4月請求分(令和5年2月～3月使用分)から使用料を値上げすることになりました。

しかし、家庭や企業を直撃している一連の物価高騰の中での値上げとなることに対する経済対策として、今回の改定による使用料値上げ分について、1年間減免します。

これにより、実質、下水道使用料の改定は、1年間延期されることになります。

改定

【改定時期】

令和5年2月～3月に使われた水量(2月～3月使用分)について、3月に検針を行い、令和5年4月1日以降に賦課する下水道使用料(4月請求分)から新料金になります。

【改定による影響額】

基本料金が現行料金から416円(税込み)高くなります。超過料金に変更はありません。

現 行			改定後	
使用料区分	料金体系	単価(1か月) 税込み(10%)	単価(1か月) 税込み(10%)	差額
0～10 m ³	基本料金	1,679円	2,095円	416円
11 m ³ ～	超過料金 (1 m ³ あたり)	243.1円	243.1円	0円

※詳しくは、町報11月号をご覧ください。

この改定による値上げ分を1年間減免することが決まりました。

令和5年度に請求する額は、値上げ前の額(現行使用料)から変更ありません。

減免

【減免内容】

上記の使用料改定により値上げとなった「基本料金416円(税込み)」について、令和5年4月請求分から令和6年3月請求分まで1年間減免します。

これにより、実質、値上げは令和6年4月請求分からになります。

●減免対象者

町内の下水道(農業集落排水・町設置合併処理浄化槽を含む)を使用する全てのお客様。

●減免手続き

この減免にかかる申請手続きは必要ありません。